

第3期
えにわっこ☆すこやかプラン
骨子案

令和 6 年 11 月
恵庭市

ご あ い さ つ (案)

市長挨拶文 掲載予定

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象.....	4
5 計画の策定体制と策定の経緯	4
第2章 恵庭市のこども・子育てを取り巻く状況	8
1 統計データからみたこどもを取り巻く状況	8
2 教育・保育施設の利用状況	12
3 こども・若者を取り巻く状況	15
4 アンケート結果からみたこどもを取り巻く状況.....	19
5 こども・若者の意見聴取結果	26
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 基本理念	29
2 一体的に策定した計画の概要(案).....	30
3 基本目標.....	31
4 施策の体系.....	32
第4章 個別事業の推進	33
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て 支援事業の量の見込みと確保方策	34
1 人口フレーム	34
2 提供区域の設定	36
3 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	38
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	42
第6章 計画の推進体制	53
1 計画の推進体制.....	53

資 料

- 委員名簿
- 用語解説

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、全国の市町村に子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられたことから、恵庭市では、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする「第1期 えにわっこ☆すこやかプラン」を策定しました。その後、第1期計画で取組んだ様々な子育て支援事業を継承しながら、子育て支援のより一層の推進を目的として、令和2年に「第2期 えにわっこ☆すこやかプラン」を策定しました。

いずれも、「かかわり・つながり・ひろがりを大切にする 子育てのまち えにわ」を基本理念に掲げ、子ども・子育て支援施策を総合的、計画的に推進してきました。

しかしながら、こども・若者を取り巻く環境は時代の急速な変動とともにめまぐるしく変化し、その結果生じた様々な困難や新たな課題に対応できずにいるこども・若者が増え、ニート、ひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などの諸問題がコロナ禍も影響し、さらに深刻化・長期化しています。また、若い世代が結婚や子育ての将来展望が描けない、子育て当事者の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まったことなどが影響し、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況です。

このような状況を踏まえ、国においては、令和5年4月に、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、「こども基本法」を施行しました。また、同日にこども基本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」が新たに創設されています。同年12月には、こども基本法に基づき、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく3つのこども・若者に関する大綱を一つに束ね、こども・若者施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指すものであり、その実現に向けて、市町村に対し、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」を定めることの必要性が示されました。

このような背景の中、恵庭市では、第2期計画が令和6年度で計画期間が終了することから、令和7年度から令和11年度までの5年間で計画期間とする「第3期 えにわっこ☆すこやかプラン」を策定します。策定にあたっては、これまでの子育て支援に係る取り組み内容を十分に反映させるとともに、「こども大綱」及び北海道が策定する「北海道こども計画」を勘案し、こども・若者施策についても総合的に推進するため、「市町村子ども・若者計画」や「市町村こどもの貧困対策計画」、恵庭市独自の「子どもの居場所づくりプラン」、「保育計画」を一体とした「市町村こども計画」として策定します。

2 計画の位置づけ

(1)法的位置づけ

本計画は、「こども基本法」(第10条第2項)に定める「市町村こども計画」として策定するものです。こども大綱及び都道府県こども計画を踏まえ、恵庭市におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画として策定します。

なお、本計画は「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「こどもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」、「その他必要な計画」を一体的に網羅する計画として策定します。

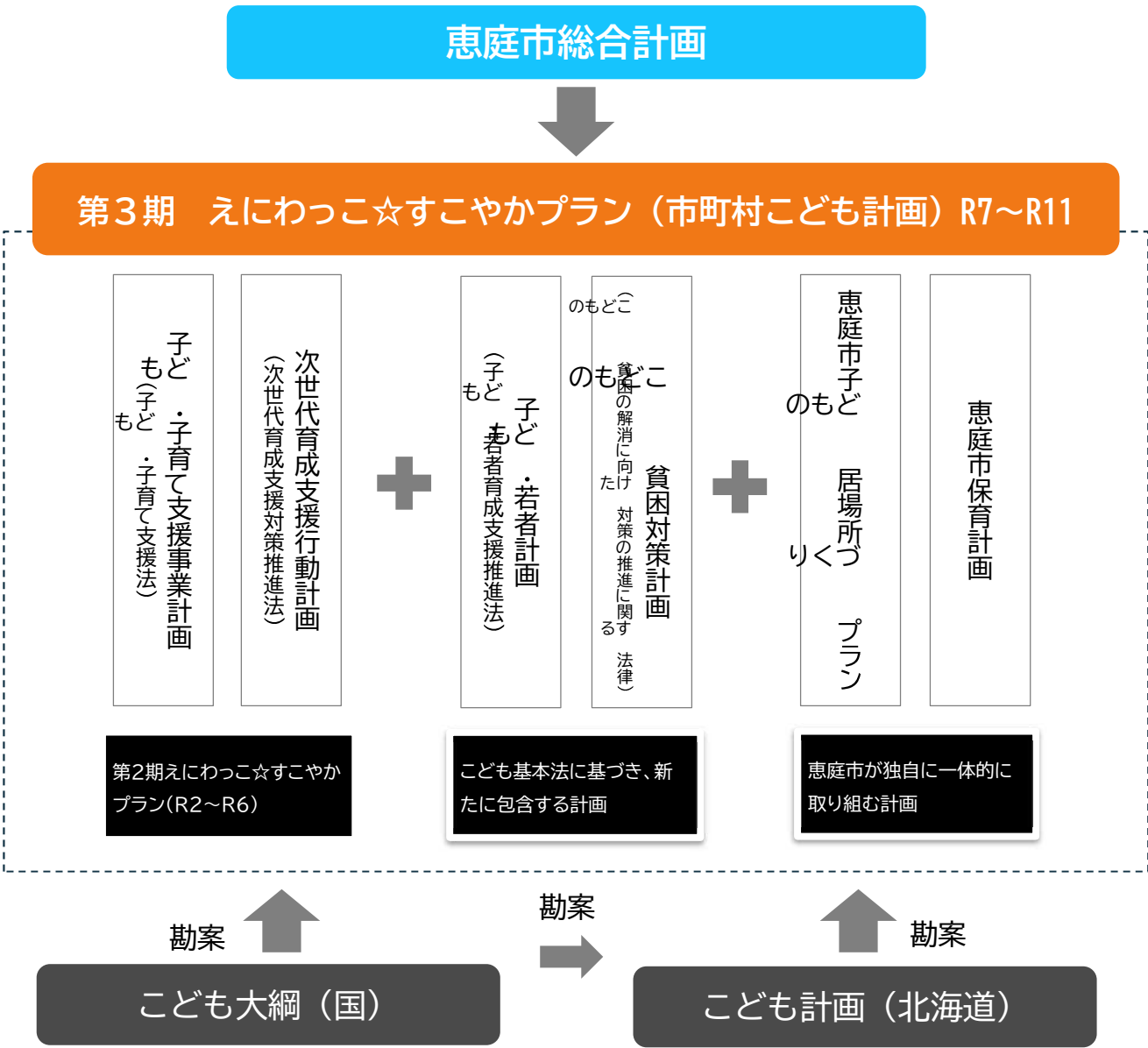
◆◆◆ 今回一体的に策定する計画(一覧) ◆◆◆

根 拠 法	計 画	内 容
こども基本法	市町村こども計画	「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して、市町村におけるこども施策についての計画である「市町村こども計画」を定める。 ※策定は努力義務
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画	基本指針に即して5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定める。 ※策定は義務
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画	次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、5年を1期とする「市町村行動計画」を定める。 ※策定は任意、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定が可能
子ども・若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画	子どもから30代までの人々が自らの居場所を得て、成長活躍できる社会をめざす計画 ※策定は努力義務
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	市町村こどもの貧困対策計画	こどもの貧困対策として取り組むべき事項を“教育”、“生活の安定”、“保護者の就労”、“経済的支援”の4つの分野に整理し定める。 ※策定は努力義務

(2) 恵庭市計画体系における位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「恵庭市総合計画」や、その他の関連計画とも整合を図りながら策定します。また、国のこども大綱や北海道が策定する「北海道こども計画」を勘案した計画とします。

◆◆◆ 計画の位置づけ図 ◆◆◆



3 計画の期間

本計画は、令和7～11年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
第2期えにわっこ☆すこやかプラン									
					第3期えにわっこ☆すこやかプラン (市町村子ども計画)				

4 計画の対象

本計画は、生まれる前から乳幼児期を経て青年期を迎える、概ね18歳までの子どもとその家庭を対象としますが、子ども基本法の定義を踏まえ、年齢に関わらず、心身の発達の過程にある者とし、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせて柔軟に対応します。

5 計画の策定体制と策定の経緯

(1) 計画の策定体制

① 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、市の設置する「恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会」を「子ども・子育て会議」として位置づけ、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

② アンケート調査の実施

本計画の策定のために必要となる子ども・子育てに関する現状や子どもの生活実態、子ども・若者が抱える不安や悩み、将来に関する考えや支援ニーズ等を把握するため、各種アンケート調査を実施しました。

■アンケート調査の実施概要

(1) 子ども・子育てに関するアンケート調査

調査種類	実施手法	配布数	対象
就学前の子ども用アンケート	郵送配付・郵送回収 Web 回答併用	1,718 件	0～5 歳児童の保護者
小学生用アンケート		1,011 件	小学1～6年生の児童の保護者

(2) 子どもの生活実態調査

調査種類	実施手法	配布数	対象
小学2年生保護者アンケート	学校配付・学校回収 高校2年生(17歳) 郵送配布・郵送回収	547 件	同左
小学5年生アンケート		630 件	
小学5年生保護者アンケート		630 件	
中学2年生アンケート		628 件	
中学2年生保護者アンケート		628 件	
高校2年生(17歳)アンケート		694 件	
高校2年生(17歳)保護者アンケート		694 件	

(3) 子ども・若者の意識や生活等に関する調査

調査種類	実施手法	配布数	対象
子ども・若者(15～38歳)アンケート	郵送配付・郵送回収 Web 回答併用	1,512 件	恵庭市在住の15歳～38歳の子ども・若者

■アンケート調査期間

(1)子ども・子育てに関するアンケート調査	令和6年7月5日～7月22日
(2)子どもの生活実態調査	令和6年7月5日～7月26日
(3)子ども・若者の意識や生活等に関する調査	令和6年8月7日～8月27日

■アンケートの回収状況

(1) 子ども・子育てに関するアンケート調査

調査種類	配布数	回収数	回収率
就学前の子ども用アンケート	1,718 件	760 件 (うち Web 回答 390 件)	44.2%
小学生用アンケート	1,011 件	491 件 (うち Web 回答 251 件)	48.6%

(2) 子どもの生活実態調査

調査種類	配布数	回収数	回収率
小学2年生保護者アンケート	547 件	400 件	73.1%
小学5年生アンケート	630 件	409 件	64.9%
小学5年生保護者アンケート	630 件	411 件	65.2%
中学2年生アンケート	628 件	416 件	66.2%
中学2年生保護者アンケート	628 件	418 件	66.6%
高校2年生(17歳)アンケート	694 件	154 件	22.2%
高校2年生(17歳)保護者アンケート	694 件	190 件	27.4%

(3) 子ども・若者の意識や生活等に関する調査

調査種類	配布数	回収数	回収率
子ども・若者(15～38歳)アンケート	1,512 件	306件 (うち Web 回答 192 件)	20.2%

③ こども・若者の意見聴取

こども基本法第11条において、こども施策を策定、実施、評価する際には、こども・若者の意見を反映するために必要な措置を講じることとされています。恵庭市においては、以下のとおり、意見聴取を行いました。

- 北海道文教大学 人間科学部 こども発達学科 3年生(ワークショップ)
- 恵庭市立恵み野中学校 3年生(アンケート調査)

④ パブリックコメントの実施

市民の皆様から計画に対するご意見をいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを令和〇年〇月〇〇日より〇年〇月〇〇日まで〇日間実施しました。

(2)計画策定の経緯

時 期	概 要
令和 6(2024)年 7月	7/17 第1回恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会 ・次期えにわっこ☆すこやかプランについて
令和 6(2024)年 7月	7/5～7/22 就学前子どもと小学生子どもの保護者を対象とした 子ども・子育てに関するアンケート調査を実施 7/5～7/26 子どもと保護者を対象とした子どもの生活実態調査を 実施
令和 6(2024)年 8月	8/7～8/27 15～38 歳を対象とした子ども・若者の意識や生活等 に関する調査を実施
令和 6(2024)年 10月	10/22～10/30 こども・若者の意見聴取を実施(恵み野中学生) 10/23 こども・若者の意見聴取を実施(北海道文教大学生)
令和 6(2024)年 11月	11/27 第2回恵庭市社会福祉審議会福祉専門部会
令和 7(2025)年 1月	〇/〇 第3回恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会で審議
令和 7(2025)年 2月	〇/〇～〇/〇パブリックコメントを実施 全園会議にてヒアリングを実施
令和 7(2025)年 3月	〇/〇 第4回恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会で審議(報告) 〇/〇 第2回恵庭市社会福祉審議会での審議

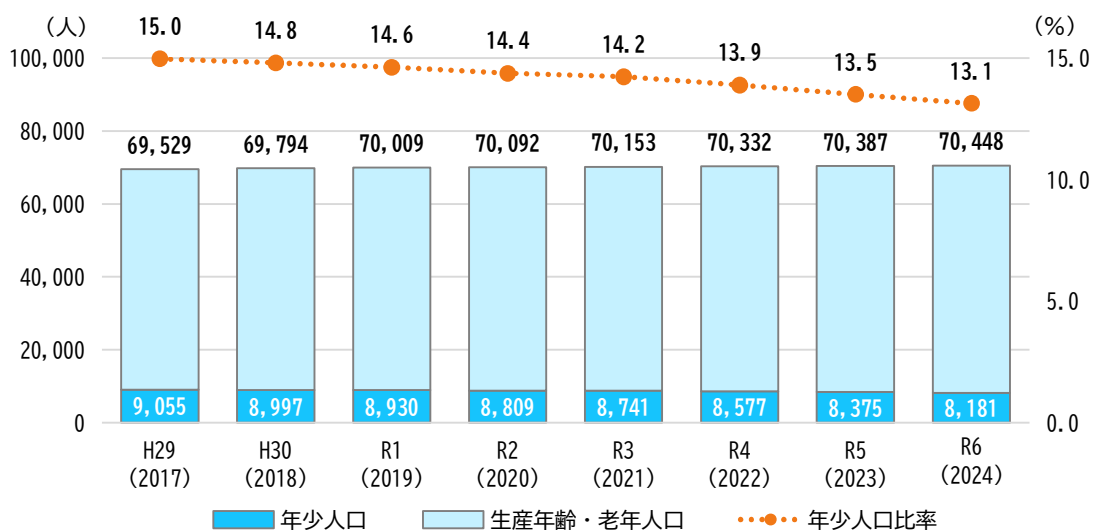
第2章 恵庭市のこども・子育てを取り巻く状況

1 統計データからみたこどもを取り巻く状況

(1) 総人口と年少人口の推移

現在、少子高齢化の進行により、全国的に人口減少が続いていますが、恵庭市の総人口は増加傾向にあります。平成29(2017)年に69,529人だった人口は、令和6(2024)年では70,448人となっています。

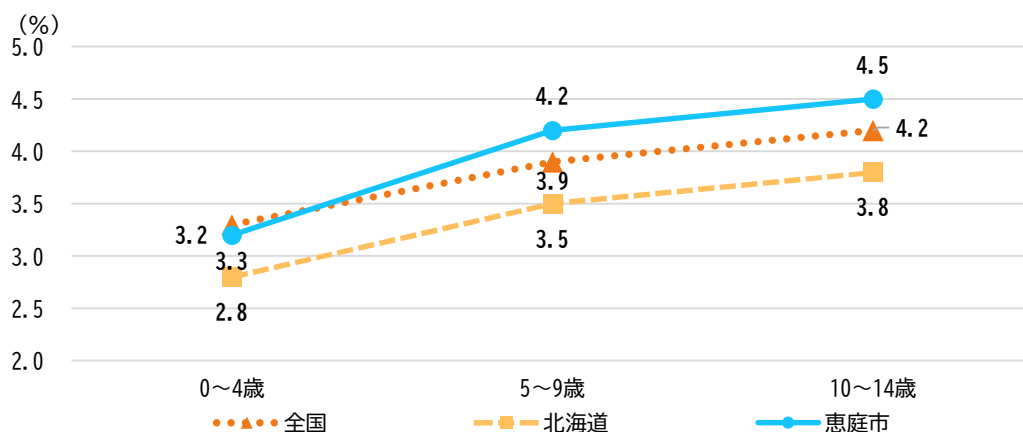
しかし、平成29(2017)年に9,055人だった年少人口(15歳未満)は、令和6(2024)年には8,181人へと減少し、恵庭市においても少子化が進んでいます。



(住民基本台帳:各年10月1日)

(2) 5歳区分別年少人口比率

年少人口(15歳未満)比率を5歳区分別で見ると、全国や北海道と比べて恵庭市は5～9歳、10～14歳で比率が高くなっています。

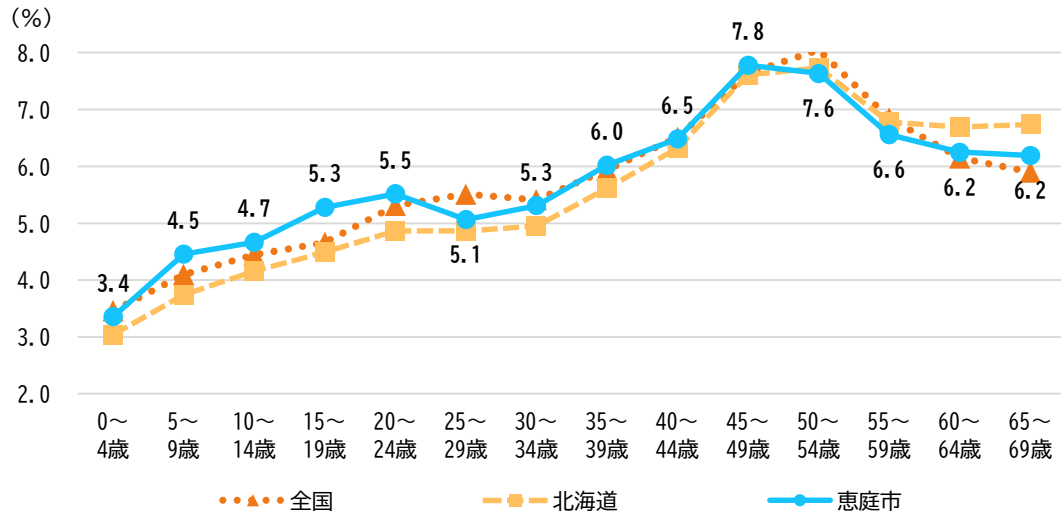


(住民基本台帳:令和5年10月1日)

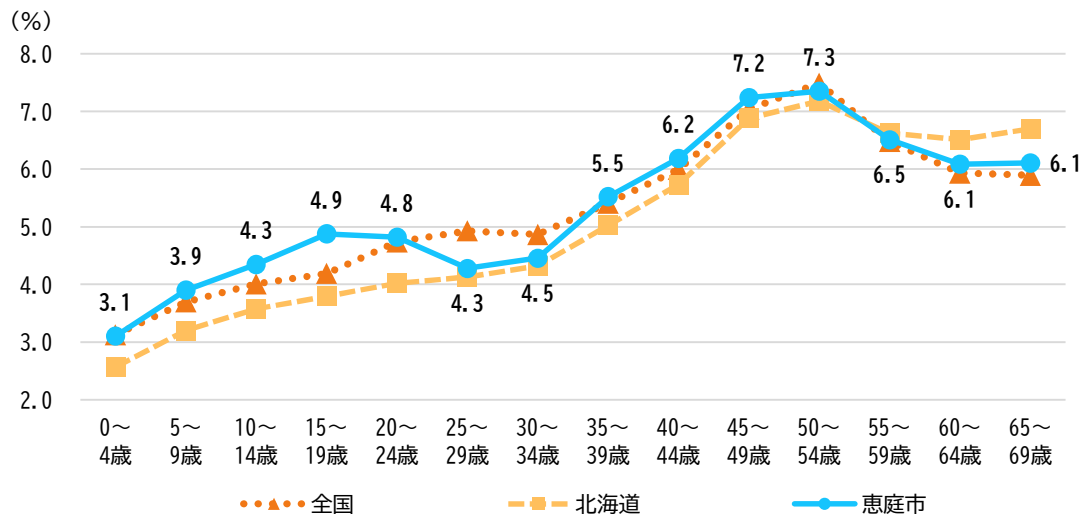
(3)性別・5歳区分別にみた人口比率

前記の年少人口世代の(15歳未満)を含め、性別・5歳区分別に各年代の人口比率をみると、5～24歳までの若い人口比率が男女ともに全国水準・北海道水準を上回っています。特に15～19歳の比率については、男女共に全国水準・北海道水準を大きく上回っています。

【男性】



【女性】

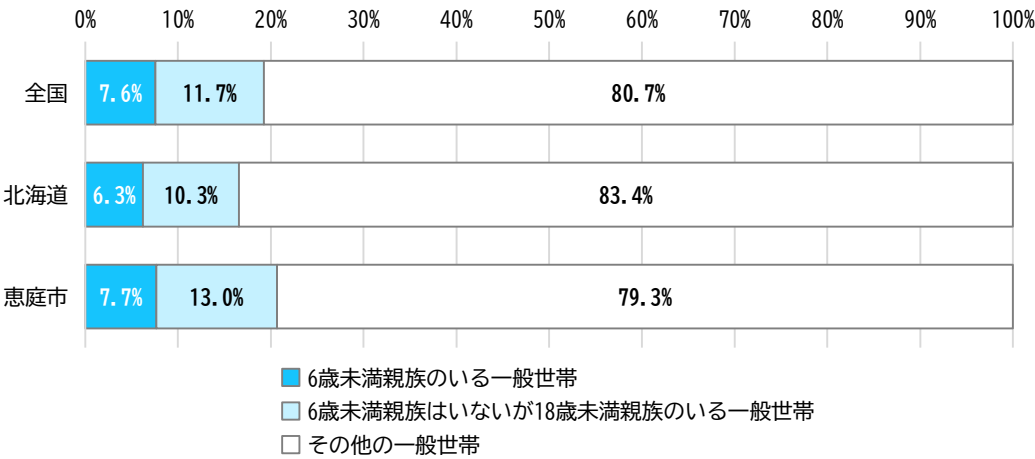


(住民基本台帳:令和5年10月1日)

(4)世帯の状況

恵庭市の一般世帯は、30,172世帯で、このうち、6歳未満親族のいる一般世帯が2,309世帯（7.7%）、また、6歳未満親族はいないが18歳未満親族のいる世帯が、3,925世帯（13.0%）となっています。

全国や北海道の水準と比べると、6歳未満親族のいる一般世帯、6歳未満親族はいないが18歳未満親族のいる一般世帯のいずれも恵庭市では多くなっています。



単位：人、%

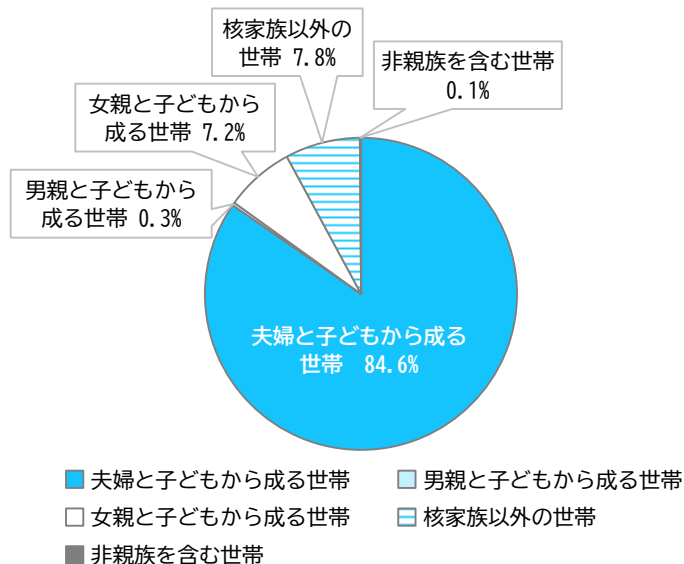
	恵庭市	北海道	全国
6歳未満親族のいる一般世帯	2,309	154,330	4,224,286
	7.7%	6.3%	7.6%
6歳未満親族はいないが18歳未満親族のいる世帯	3,925	254,408	6,509,439
	13.0%	10.3%	11.7%
その他の一般世帯	23,938	2,060,325	44,971,224
	79.3%	83.4%	80.7%
計	30,172	2,469,063	55,704,949

(国勢調査：令和2年)

(5) 6歳未満親族のいる世帯の状況

6歳未満親族のいる一般世帯の状況をみると、夫婦と子どもから成る世帯が1,954世帯(84.6%)を占めています。

また、ひとり親(男親または女親)と子どもから成る世帯が173世帯(7.5%)、核家族以外の世帯が179世帯(7.8%)となっています。



単位：世帯、%

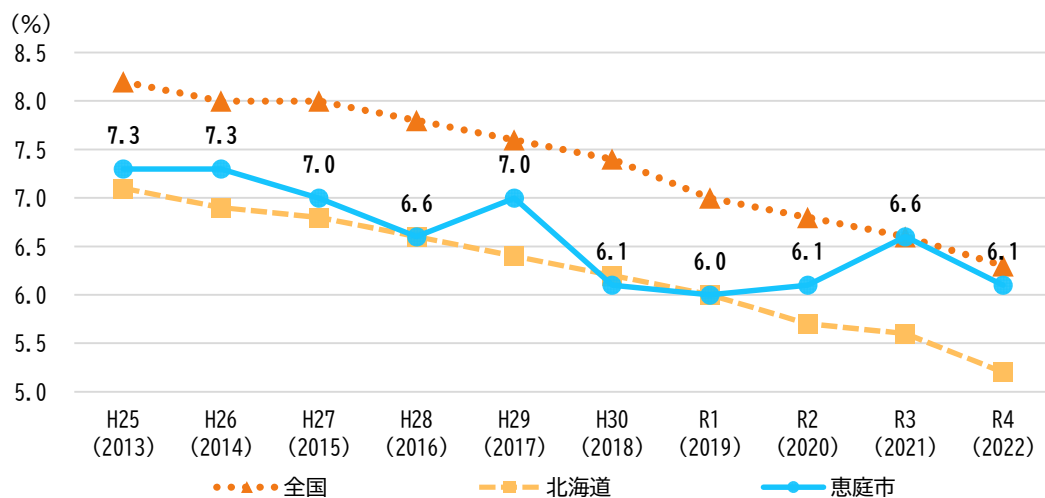
		恵庭市
6歳未満親族のいる一般世帯		2,309
		100.0%
核家族	夫婦と子どもから成る世帯	1,954
		84.6%
	男親と子どもから成る世帯	7
		0.3%
	女親と子どもから成る世帯	166
		7.2%
核家族以外の世帯		179
		7.8%
非親族を含む世帯		3
		0.1%

(国勢調査：令和2年)

(6) 出生率

恵庭市の出生率(人口千人あたりの出生数)をみると、平成25(2013)年と平成26(2014)年が7.3とピークとなっていました、その後は減少を続けて、令和元(2019)年には6.0まで下がり、令和4(2022)年には6.1となっています。

出生率は全国水準より低い傾向で推移していましたが、令和3(2021)年は同率の6.6となっています。令和4(2022)年は全国水準より低くなっていますが、北海道水準より高くなっています。

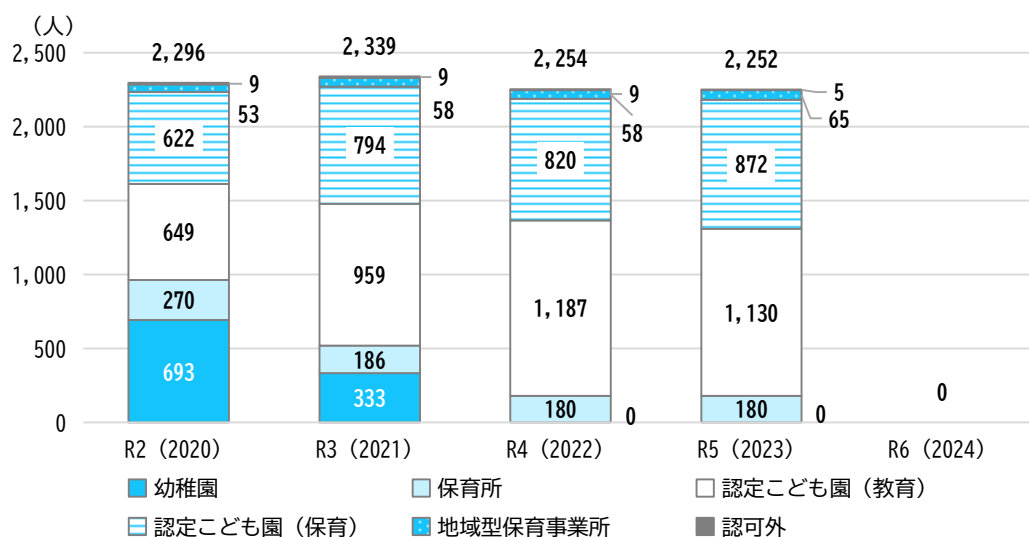


(北海道保健統計年報)

2 教育・保育施設の利用状況

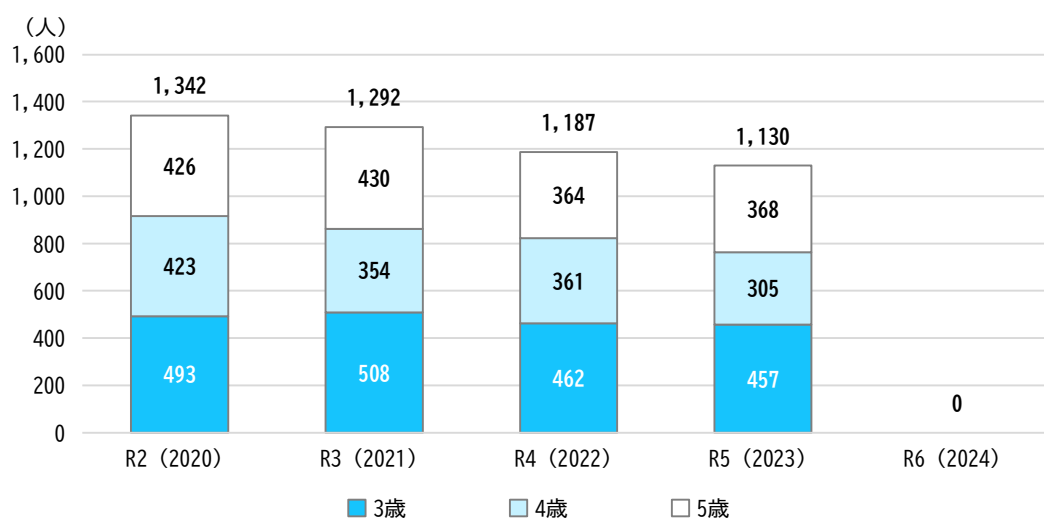
(1) 就学前子どもの教育・保育施設の利用状況

① 就学前子どもの教育・保育施設の利用状況(施設種別)



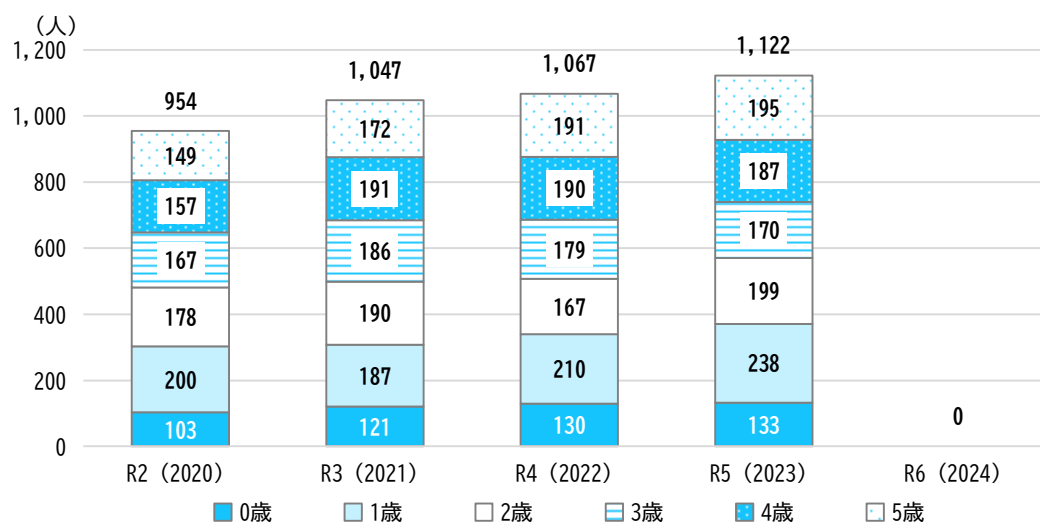
(恵庭市:各年12月1日)

② 就学前子どもの教育・保育施設の利用状況(教育認定1号)



(恵庭市:各年12月1日)

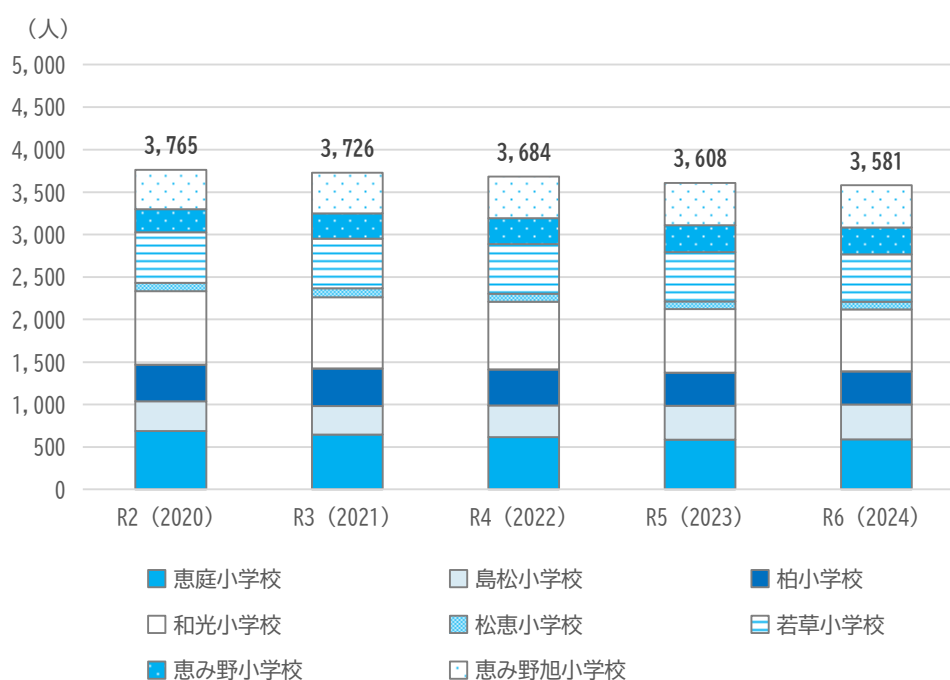
③ 就学前子どもの教育・保育施設の利用状況(保育認定2号・3号)



(恵庭市:各年12月1日)

(2) 小学校の状況

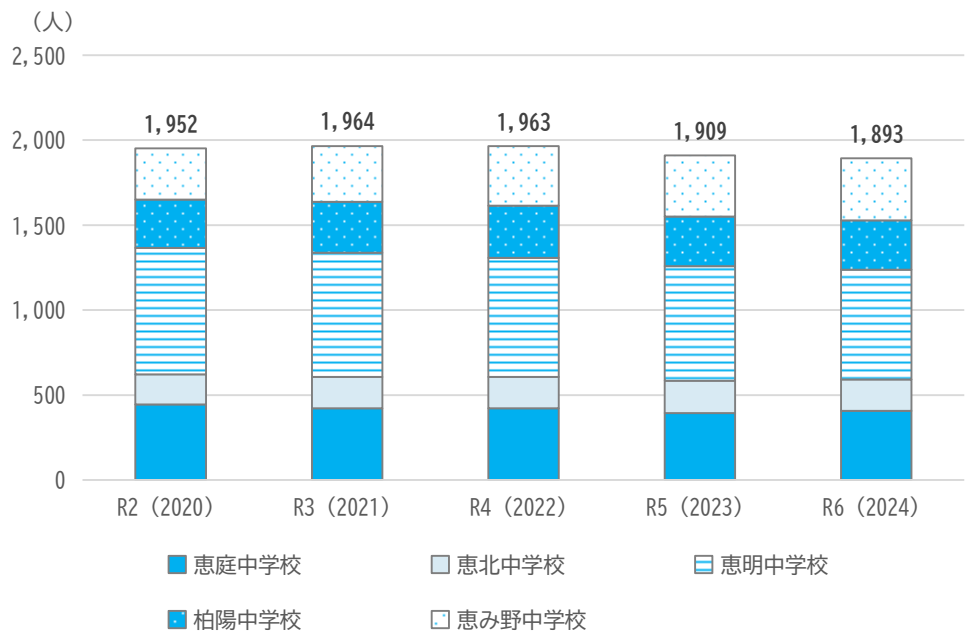
市内には小学校が8校あり、令和6(2024)年度の全児童数は3,581人となっています。



(恵庭市教育委員会:各年5月1日)

(3)中学校の状況

市内には中学校が5校あり、令和6(2024)年度の全児童数は1,893人となっています。

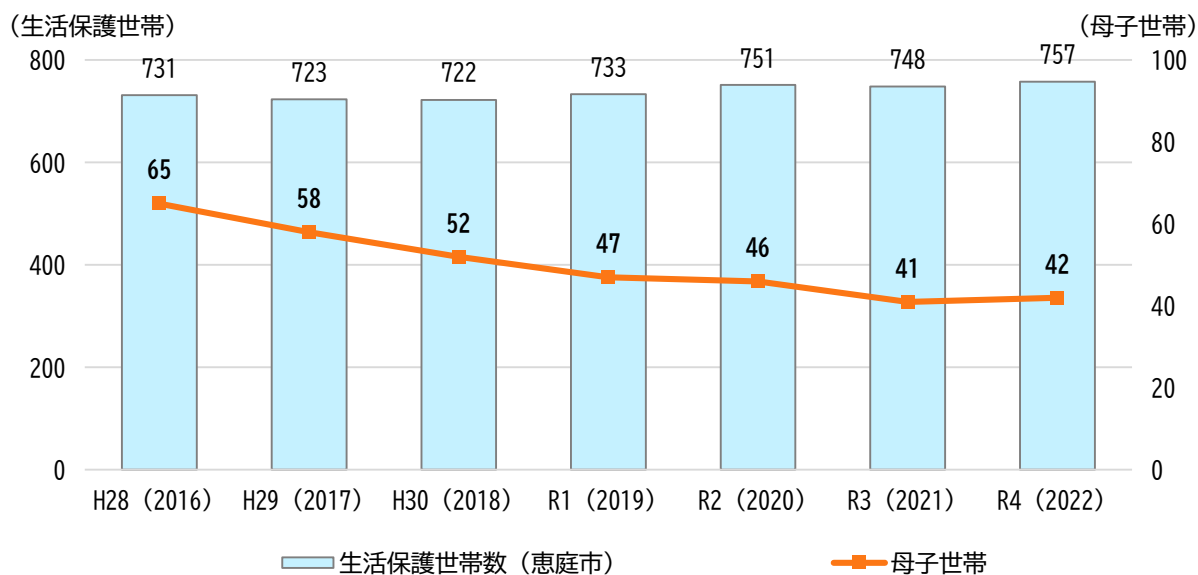


(恵庭市教育委員会:各年5月1日)

3 こども・若者を取り巻く状況

(1)生活保護世帯数・保護率

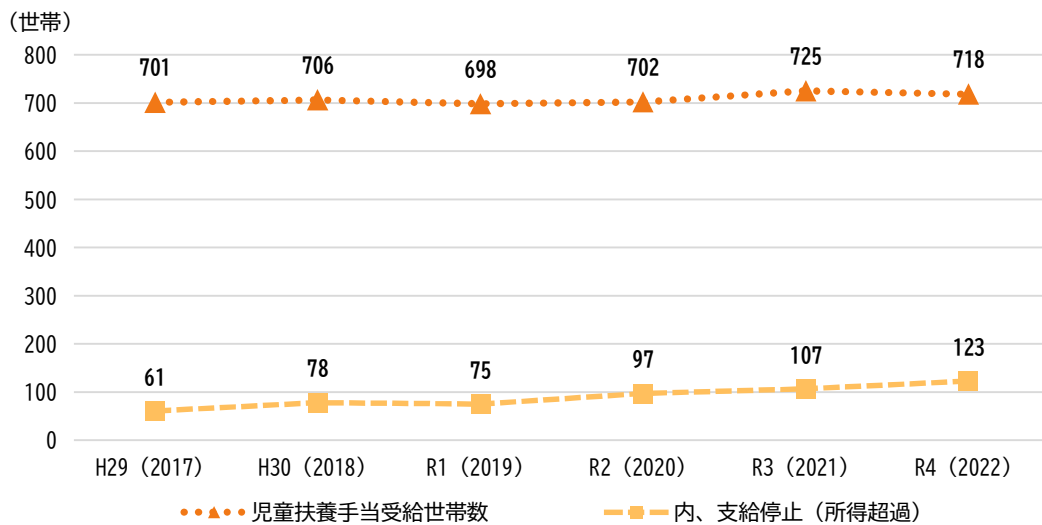
恵庭市の生活保護率は、令和4(2022)年は757世帯となっており、平成29(2017)年から多くなっています。母子世帯は、令和4(2022)年は42世帯と平成29(2017)年から少なくなっています。



(【全国・北海道】社会保障生計調査【恵庭市】被保護者調査月別概要第1表)

(2)児童扶養手当受給世帯数

恵庭市の児童扶養手当受給世帯数は、令和4(2022)年は718世帯となっており、平成29(2017)年から概ね横ばいで推移しています。

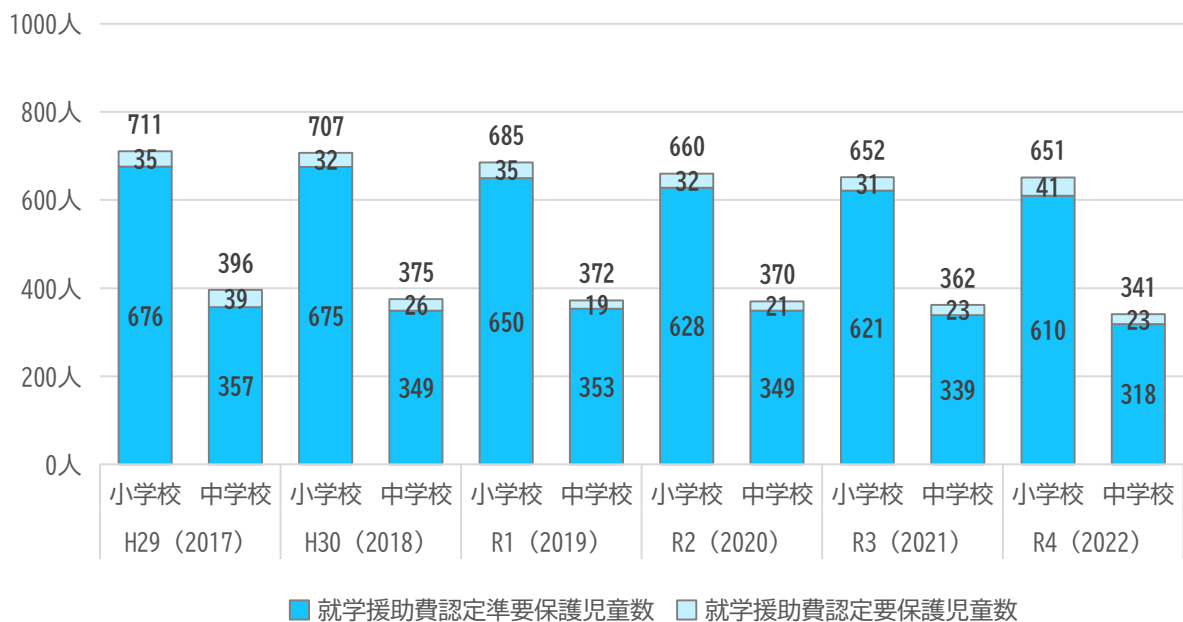


(福祉行政報告例:各年3月末)

(3)就学援助受給者数

市内小学校及び中学校の就学援助受給者数は、年々減少しており令和4(2022)年には、小学校が651人、中学校が341人となっています。

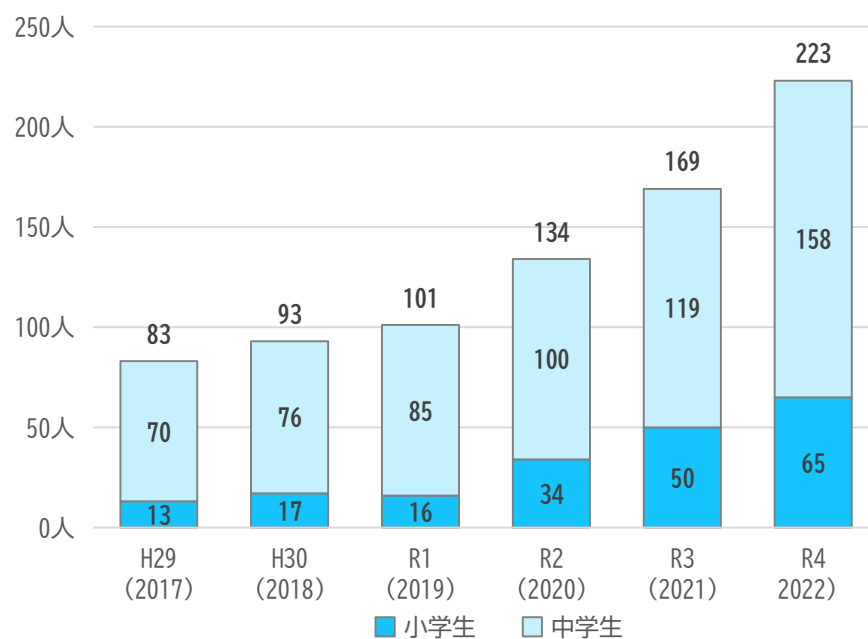
【小学校】【中学校】



(恵庭市教育委員会:各年3月31日)

(4)不登校児童生徒数

恵庭市における不登校児童数は、平成29(2017)年の83人から、令和4(2022)年には223人と大幅に増えています。

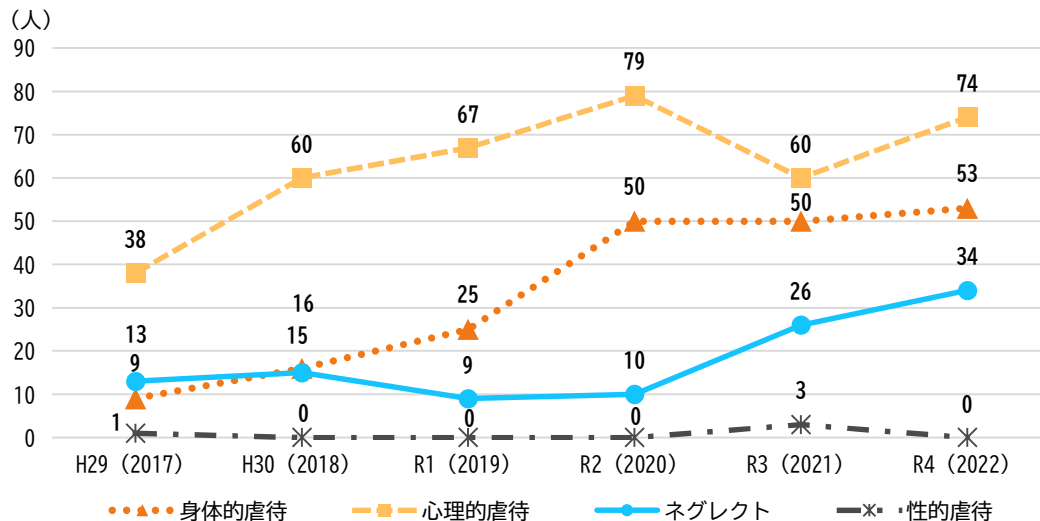


(恵庭市教育委員会:各年3月31日)

(5)児童虐待種類別件数

児童虐待種類別件数は、心理的虐待が最も多く、平成29(2017)年の38件から令和4(2022)年には74件と増加傾向にあります。

また、身体的虐待やネグレクトも増加傾向にあり、それぞれ令和4(2022)年には53件、34件となっています。

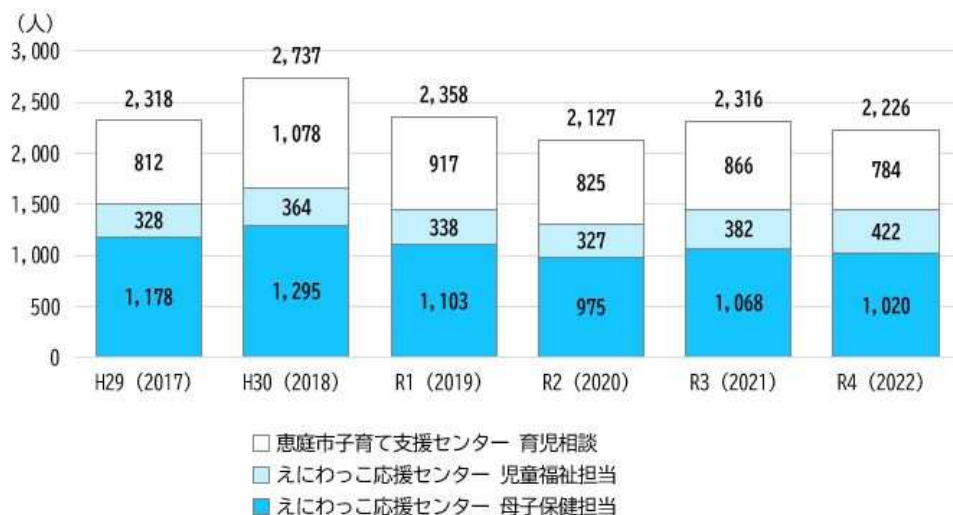


(福祉行政報告例:各年6月1日)

(6)各相談窓口相談件数

各相談窓口相談件数は、えにわっこ応援センター母子保健担当が多くなっていますが、年々件数は減少しており、令和4(2022)年には1,020件となっています。

また、令和4(2022)年には、えにわっこ応援センター児童福祉担当が422件、恵庭市子育て支援センターの育児相談が784件となっています。



(母子保健:健康増進報告、児童福祉:福祉行政報告例、各年6月1日)

4 アンケート結果からみたこどもを取り巻く状況

(1) 子ども・子育てに関するアンケート調査

① 幼児教育・保育ニーズについて

現状・課題

- 共働き家庭の増加と、母親の育児と仕事の両立の意識が高まっていることにより、保育ニーズが増加している。
- 退職によるキャリアの中断をせずに就労を継続している母親が増加している。
- 希望する時期に希望する保育施設に入ることが困難な状況が多い。
- 教育・保育事業の土曜日の利用を希望する人は6割弱。また、教育認定1号利用者のうち、長期休暇中の利用を希望する人は6割以上となっている。
- 冠婚葬祭やリフレッシュしたいときに利用できる一時的保育事業を利用したことがある人のうち、今後も利用したい人は9割以上で、ニーズが増加傾向となっている。
- こどもの病気やけがにより保育施設を利用できない場合、母親が仕事を休んだ人は7割以上で、病児・病後児のための保育施設に対する利用意向が増加している。

② 学童クラブなどの子どもの居場所のニーズについて

現状・課題

- 小学校低学年時や長期休暇中の学童クラブの利用ニーズが高まっているとともに、利用条件の緩和、負担金の軽減、定員の拡大などの意見がある。
- 子育て支援センターやファミリー・サポート・センターなどの認知度が上がってきている一方、屋内あそび場など、こどもの居場所の充実や拡大を求める意見がある。

③ 市の取組や子育て支援事業の認知状況と利用ニーズについて

現状・課題

- 就学前における子育て支援事業については、半数以上の人を知っているものが多く、利用経験が多いのは「赤ちゃん家庭訪問」「子育て支援センター」「子育てガイドブック『えにわっこ』」。
- 「子育て支援短期利用事業(ショートステイ)」「産後ケア事業」「5歳児相談」の利用経験者は少ないが、今後の利用ニーズはある。
- 市の情報発信ツール(「市のホームページ」や「市公式SNS(LINE・Instagram・X・Facebook・YouTube)」など)について、十分に利用されていないことがうかがえる。
- 子育て支援センターを利用したことがある人は6割以上で、現在の利用状況については、こどもの年齢が低いほど利用している人が多い傾向にある。

④子ども・子育て支援全般について

現状・課題

- 医療機関(小児科・産婦人科を含む)の充実を求める意見がある。
- 医療費や教育・保育の負担軽減をはじめとする経済的な支援を求める意見がある。
- こどもの健康や子育てに関する情報の入手先として、保育園・幼稚園・認定こども園が重要な役割を担っている。
- 精神的な負担や仕事と子育ての両立が難しいと感じる人が半数以上となっており、職場・家庭それぞれにおける子育てしやすい環境の整備が求められている。
- 「子育てしやすいまちだと思う」と感じる人の割合が減少傾向にあり、子どもや子育てに関する行政の支援を必要としている人が増加している。
- 公園の整備や屋内施設の増設、特に安全面からも遊具の更新を求める意見が多い。

(2)子どもの生活実態調査

①健康状態

現状・課題

【保護者】

- 低収入世帯で、健康に何らかの問題があり、それを理由に仕事や家事ができなかったことがあった人が比較的多い。
- 最近1か月に「神経過敏」「気分が沈みこんで、何が起ころしても気が晴れない」と感じた人は約4割となっている。

【こども】

- 低収入世帯で、健康と回答した割合が比較的低い。
- 日頃、「すぐに疲れてしまう」「お腹が痛くなる」と感じる子どもは5割弱となっている。
- 最近1週間に、「泣きたいような気がする」「とても悲しい気がする」と感じた子どもは約4割となっている。

②子どもの教育

現状・課題

【保護者】

- 低収入世帯で、「高等教育の修学支援新制度」の認知が比較的低い。
- 低収入世帯で、「四年制大学またはそれ以上」を希望する人は比較的低い。
- 低収入世帯で、教育を受けさせるお金の準備の目途がついていない割合が比較的高い。

【こども】

- 高収入世帯で、習い事や学習塾、家庭教師の利用が比較的高い。
- 高収入世帯で、クラスにおける成績が比較的良好。
- 低収入世帯で、アルバイトをしている人が比較的多い。
- 低収入世帯で、「四年制大学またはそれ以上」を希望する人は比較的低い。

③生活状況

現状・課題

【保護者】

- 学童クラブは、母子世帯、父子世帯で比較的高い利用傾向となっている。
- こどもに関する市の情報を得るための手段は、「学校などからのお便り」「家族や友人からの情報」「インターネット検索」が上位となっている。
- 保護者に不慮の事故などがあつたとき、代わってこどもの面倒をみってくれる人がいない人は1割強となっている。

【こども】

- 朝食を毎日食べるこどもは、7割台半ば。学年が上がるにつれ、低くなる傾向となっている。
- 朝食を食べない理由は、「食欲がわからない」「時間がない」「朝食を食べるよりは寝ていたい」が上位となっている。
- 平日の放課後、一人でいることが多いこどもは4割強。学年が上がるにつれ、高くなる傾向となっている。
- 「休日にいることができる場所」「(家以外で)平日の学校や仕事等が終わってから夜までいることができる場所」を希望する子どもは約5割となっている。
- スマートフォン・携帯電話・タブレットの使用時間は、学年が上がるにつれ、長くなる傾向。17歳では4時間以上が2割台半ばとなっている。
- 中学2年生で自己肯定感が比較的低い傾向となっている。
- 低収入世帯で、お金がないことを理由にこどもを塾に通わせることができない割合が高い。

④保護者の就労状況

現状・課題

【保護者】

- 母親の就労状況は、パート・アルバイトが5割弱、正規の職員・従業員が25.0%、働いていない人は15.5%となっている。
- 母子世帯は土曜出勤、日曜・祝日出勤が比較的多い。
- 父親の日曜・祝日出勤は5割強となっている。
- 母子世帯では、世帯年収が200～300万円未満が最も多い。

⑤経済状況

現状・課題

【保護者】

- ローンや借金の返済がない世帯は2割弱。借金の目的は、住宅、自動車が上位となっている。
- 普段の家計が黒字の世帯は、学年が上がるにつれ低くなる。母子世帯、父子世帯では「ぎりぎり」とする回答が比較的多い。
- 低収入世帯で、「家族が必要とする食料が買えなかった」「家族が必要とする衣服を買えなかった」経験が比較的多い。
- 低収入世帯で、経済的な理由で電話料金、公的年金などの支払いができなかった経験が比較的多い。
- 今後の生活に不安を感じている人は、母子世帯、父子世帯で比較的多い。
- 低収入世帯で、お金がないことを理由に自分が医療機関に受診しなかったり、あるいはこどもを医療機関に受診させなかった割合が比較的高い。

【こども】

- 家の暮らし向きを苦しいと感じているこどもは、母子世帯、父子世帯で比較的多い。

⑥相談の状況

現状・課題

【保護者】

- 保護者自身の悩みごとの相談相手は、「同居の家族」「同居していない家族・親戚」「それ以外の友人・知人」が上位となっている。
- こどもの悩みごとの相談相手は、「同居の家族」「同居していない家族・親戚」「それ以外の友人・知人」が上位。母子世帯では「同居していない家族・親戚」が最も多く、父子世帯では「相談する人はいない」が2割となっている。
- 相談機関や相談員に子育てや生活のことの相談先は、「保健師」「子育て支援センター」「市役所の窓口」が上位。母子世帯では、「市役所の窓口」が4割弱と比較的高い。

【こども】

- こどもの相談相手は、「親」「学校の友達」「学校の先生」が上位。父子世帯では、「親」は比較的低い傾向となっている。

(3)子ども・若者の意識や生活等に関する調査

①日ごろの生活や自分自身に対する考え等について

現状・課題

- 恋愛・結婚に関して、年齢が上がるにつれ満足度が高くなる傾向。一方、未婚者の恋愛・結婚に対する満足度は既婚者に比べ低い。
- 15～19歳は、現在の生活に満足しているものの、孤独感、孤立感が強い。
- 社会人になって間もない25～29歳は、経済的な満足感が低く、将来に対する希望を持っていない。
- 15～19歳は、一人で自由に過ごせる場所や友人や仲間と過ごせる場所を求める意見が多い。

②悩みごとや相談先について

現状・課題

- 社会人になって間もない25～29歳は「仕事」、未婚者は「自分の将来」が悩みの種との回答が多くなっている。
- 悩みごとの相談先は、「家族」、「友人」「職場の上司・同僚」が上位となっている。
- 相談したくない理由は、「相談しても解決できないと思うから」「相手にうまく伝えられないから」「自分ひとりで解決するべきだと思うから」が上位となっている。
- 相談したいと思う相談窓口は、「親身になって聴いてくれる」「秘密が守られる」「匿名で相談できる」が上位となっている。
- 相談したいと思う方法は、「対面」「SNS」「メール」が上位となっている。

③自立や就労について

現状・課題

- 現在の就労状況は、「正規の社員・職員・従業員」「学生・生徒」「パート・アルバイト」が上位となっている。
- 就労していない理由は、「自分が希望する仕事がない」「基礎的なスキルがなく自信がない」が上位となっている。
- 就労に関して利用してみたい支援は、「求人情報の紹介」「個人の状態やペースに寄り添った伴走型の相談支援」「資格や専門的知識の講座」が上位となっている。

④結婚や子育て、少子化対策について

現状・課題

- 30歳以上の未婚者で結婚したいと考えている人は約5割となっている。
- 結婚という形にこだわらないと考えている人も約7割を占める一方で、旧来型の結婚生活のイメージにある「結婚→子育ての負担増」「結婚→親族との付き合いの負担増」というイメージが払拭されていない傾向が、特に女性にみられる。
- 子育てに対する意欲は、「子育てしたいと思わない」「わからない」と回答した人が24歳以下、未婚者で約4割を占めており、子育てに対する不安を持っていることが推察できる。
- 子育て支援、少子化対策を進めるうえで行政に期待することは、「子育て家庭への支援」「妊娠・出産への支援」「保育環境の整備」が上位となっている。

⑤恵庭市に住み続けることについて

現状・課題

- 恵庭市での定住意向がない人は2割台半ばで、15～19歳では3割台半ばと高い傾向となっている。
- 今後も恵庭市に住み続けるために必要だと思うことは、「子育ての環境が整っていること」「商業施設が充実していること」「家賃等の住宅にかかる費用が手頃であること」が上位3。若年層ほど「商業施設が充実していること」の要望が強く、25歳以上では「子育ての環境が整っていること」に対する要望が強い傾向となっている。

5 こども・若者の意見聴取

(1)こどもへの意見聴取

1 概要

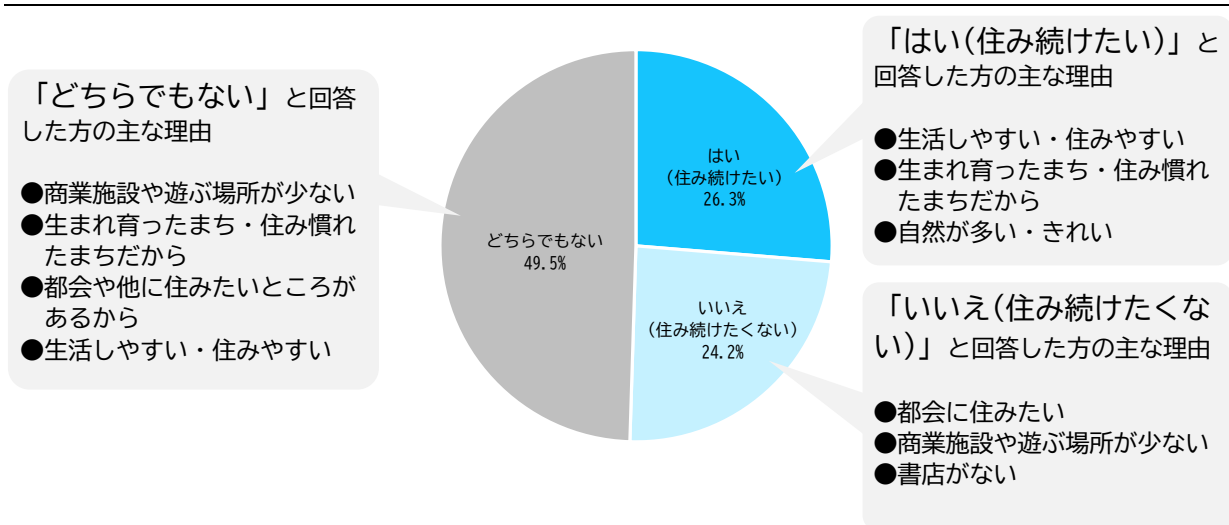
形 式：アンケート方式（WEB）

実 施 日：令和6年10月22日（火）～10月30日（水）

対 象 者：恵み野中学校 3年生

2 結果

■あなたは恵庭市に住みたいと思いますか？



■恵庭市は子育てしやすいまち、子育てしたいと思うまちを目指しています。そのためには、どのような手助け、居場所、施設などがあれば良いと思いますか？

主な意見は以下の通りです。

「手助け」に関する意見	「居場所」に関する意見	「施設」に関する意見
●金銭的な支援 ●子どもを預ける場所 ●子育て環境の整備 ●子育てに必要なものの支給	●自習スペース ●子どもが遊べる施設	●書店・文房具店などの商業施設 ●公園の整備・遊具の更新

(2)若者への意見聴取

1 概要

形 式：ワークショップ形式

開催日時：令和6年10月23日（水）10：00～11：45

開催場所：黄金ふれあいセンター会議室 A・B

対 象 者：北海道文教大学 人間科学部 こども発達学科 准教授 美馬正和ゼミ 学生8名

※当日は2つのグループに分かれて、それぞれグループごとに意見を出し合う形で実施

テーマ	内 容
テーマ1 「こどもの頃(小中高)の居場所について振り返ろう！」	・こどもの頃を思い出して、放課後に学校や自宅以外で過ごした場所について、各自付せんに記入し、自由に意見を出し合いました。 ・それを踏まえて当時あると良かった場所やもの等について語り合い、出た意見を模造紙にまとめ、グループごとに発表し共有しました。
テーマ2 「恵庭市にほしいもの」	・こども・若者(大学生)の視点から、「恵庭市にほしいものはなんですか」をテーマに、各自付せんに記入し、自由に意見を出し合いました。 ・居住地(恵庭市外)にはあるけど、恵庭市にはないもの等について語り合い、出た意見を模造紙にまとめ、グループごとに発表し共有しました。

2 結果

〈こどもの頃の居場所について〉

こどもの頃の居場所については、2グループとも小学生の頃に過ごした居場所の数が最も多く、中学生以上になると、部活動など居場所が固定化され、居場所の数が少なくなりました。

小学生の頃の居場所は、公園や習い事という意見が多くあり、中学生では部活動や塾、高校生にあがると、部活動や塾のほか、アルバイトやボランティア活動をしていたという意見もありました。

また、最近の小学生については、公園で遊んでいる児童を見かけないという意見がありました。

〈恵庭市にほしいものについて〉

恵庭市にほしいものについては、遊び場や娯楽施設の充実を望む意見が多く、特に2グループとも大型複合商業施設を欲する意見がありました。

生活環境については、2グループともバスの増便や範囲の拡大など、自分たちの通学に関わることにについての意見が多く出されました。

〈まとめ〉

今回のワークショップを通して、大学生の視点からたくさんのご意見をいただきました。

大学生それぞれが自分自身のライフステージごとの居場所を振り返り、また、大学生として現在求める居場所を話し合って、恵庭市に求められる居場所について様々な意見を出していただきました。

また、利便性の向上(交通手段の不便さの改善、妊娠から子育てまでに必要なものや場所が揃っている施設の設置など)を求める意見も出していただきました。



(3)総括

今回いただいたご意見や回答内容は、当事者の意見として、第3期えにわっこ☆すこやかプランに反映させるとともに、今後の市の施策を実施する上で参考とさせていただきます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、これまで全てのこどもと家庭が、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、様々な子育て支援事業に取り組んできました。

国が施行したこども基本法では「全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会」の実現を目指しており、本市においても、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、これまで以上にこども・子育て支援施策を充実させるとともに、こども大綱が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者への様々な支援や取組みが求められます。

このことから、本計画では、「かかわり・つながり・ひろがり」を大切にする子育てのまち えにわ」を基本理念に、こども基本法やこども大綱、北海道こども計画、今回一体的に策定したこどもに関わる計画の内容等を十分に勘案しながら、子育て支援施策やこども・若者への支援施策の充実を目指します。

**「かかわり」・「つながり」・「ひろがり」を大切にする
子育てのまち えにわ**

恵庭市民が協働し、恵庭市で子育てをしてよかったと思えるような環境を創り、育てていくことを願い、目指すものであり、地域や市民、関係団体・事業者等の「かかわり」「つながり」「ひろがり」を大切にすることが重要であると考えます。

2 一体的に策定した計画の概要

本計画は、こども基本法に定める「市町村こども計画」として策定するものですが、本計画と一体的に策定したこども関連計画の概要は、次のとおりです。

第3期えにわっこ☆すこやかプラン(恵庭市こども計画)

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進する。

恵庭市子ども・子育て支援事業計画

目的・方針

子ども・子育て支援給付その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人のこどもが健やかに成長し、及びこどもを持つことを希望する者が安心してこどもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び実施時期などを定め、子ども・子育て支援のための施策をお総合的に推進する。

恵庭市次世代育成支援行動計画

目的・方針

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、健全な育成を図るため、子育てしやすい職場や地域をつくる施策の内容及び実施時期を定め、迅速・重点的に推進する。

恵庭市こどもの貧困対策計画

目的・方針

こどもの生まれ育った環境による生活や進学機会などによって選択肢が制限され、将来が左右されることのないよう、適切かつ実効性の高い施策を推進し、こどもが健やかに育成され格差が是正される支援が確実に届く体制を整備する。

恵庭市子ども・若者計画

目的・方針

こども・若者が多様な価値観の中から主体的に選択して、成長・活躍できる社会の実現に向け、意見表明や社会参画を促進するとともに、支援その他の取り組みに関する事項を定め、総合的な育成・支援の取組みを推進する。

恵庭市子どもの居場所づくりプラン

目的・方針

こどもにとってより良い居場所となるため、官民が連携・協力する体制を構築し、「ふやす、つなぐ、みがく、ふりかえる」の視点を循環的に作用させ、多様なこどもの居場所づくりを推進する。

恵庭市保育計画

目的・方針

保育を必要とする人への保育サービスの充実と供給体制の確保や保育環境の整備、さらには保育園を地域における子育て支援の拠点として、全ての子育て家庭を支援することを目指し、入所定員の拡大や多様な保育ニーズへの対応、子育て支援機能の強化、老朽化する施設の計画的な整備など、限られた財源や人材などの資源を最大限有効に活用し、市全体の保育環境の維持・向上を図る。

3 基本目標

基本理念や一体的に策定する計画の概要等を踏まえ、本計画の基本目標を定めます。

基本目標 1

こどもまんなか社会の実現に向け、こどもの視点に立った育ちへの支援

こどもまんなか社会の実現に向け、こどもを権利の主体として認識し、その多様な個性を尊重し、最善の利益を図っていきます。また、こどもの視点を尊重し、こどもの意見表明・意見形成の支援を行い、こどもが社会参画しやすい環境づくりを推進します。

基本目標 2

ライフステージに応じた、こどもの健やかな成長と子育て家庭への切れ目のない支援

こどもや子育て家庭にとって必要な支援が特定の年齢で途切れることなくライフステージに応じて行われ、自分らしい社会生活を送ることができるように、切れ目のない支援を提供します。

基本目標 3

こどもの安心・安全と子育てを支える地域づくり

全てのこどもが安全で安心して過ごすことができ、子育て家庭の不安や負担感の軽減、孤立の解消などが図られるよう、地域全体がこどもや子育て家庭に寄り添いながら、こどもの育ちを支える地域づくりを推進します。

基本目標 4

貧困や格差を解消し、全てのこどもの育ちへの支援

全てのこどもが幸せな状態(ウェルビーイング)で成長できるため、貧困や格差の解消を図り、良好な成育環境づくりを進めるとともに、その背景にある孤独・孤立、障がいなどの要因に対し、ニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、関係機関等との連携を図り、相談・支援体制の構築やサービスの充実を図ります。

基本目標 5

子ども・若者の学びと自立への支援

多様な価値観・考え方の中、若い世代が希望を持ち、自らが主体的に自分らしく生きていくことが出来るように、学習環境や居場所の整備、就労に向けた支援や情報の発信、関係機関等との連携に取り組めます。

4 施策の体系

本計画の基本理念、基本目標等を体系として示すと次のとおりです。

基本理念	基本目標	施策目標
か か わ り ・ つ な が り ・ ひ ろ が り を 大 切 に す る ま ち え に わ	1 こどもまんなか社会の実現に向け、こどもの視点に立った育ちへの支援	(1)こどもの権利の普及促進と意見の聴取と反映 (2)こどもの権利擁護と安心な環境づくり
	2 ライフステージに応じた、こどもの健やかな成長と子育て家庭への切れ目のない支援	(1)妊娠出産から子育ての切れ目のない支援の充実 (2)子育て家庭への支援の充実 (3)子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (4)乳幼児期の保育・教育の充実
	3 こどもの安心・安全と子育てを支える地域づくり	(1)地域で子どもや子育て家庭を支える環境づくり (2)安全で生活しやすい環境づくり
	4 貧困や格差を解消し、全てのこどもの育ちへの支援	(1)こどもの貧困解消の取組みの推進 (2)障がいや発達に心配のあるこどもと医療的ケア児への支援 (3)ひとり親家庭への自立支援の推進
	5 子ども・若者の学びと自立への支援	(1)次世代を担う子ども・若者が健全に育つ環境づくり (2)子ども・若者の社会的自立に向けた支援

第4章 個別事業の推進

掲載予定

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

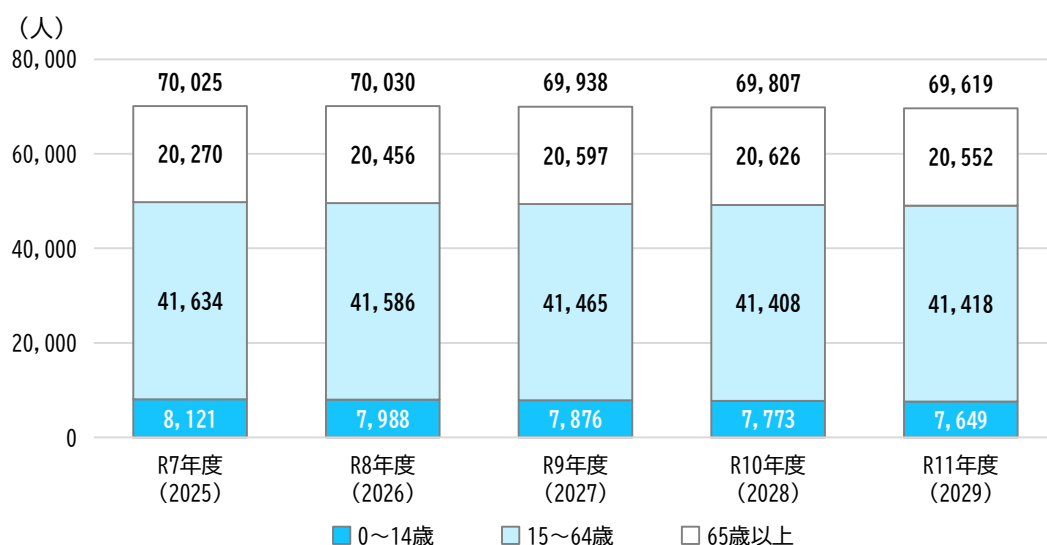
1 人口フレーム

恵庭市におけるこども・子育て支援に関する将来のニーズ量等を推計するための将来フレームとして、年齢別の将来人口推計を行いました。

将来人口推計にあたっては、住民基本台帳による各年度4月1日現在の性別・1歳別の人口データを現況データとして採用し、推計手法としてはコーホート変化率法を用いてえにわっこ☆すこやかプランのために独自に推計しました。

住民基本台帳による恵庭市総人口は、令和2年度から令和5年度まで増加が続いており、その後若干の増減はありつつ、計画最終年度である令和11年度の総人口は69,619人にまで減少するものと見込んでいます。

0～14歳の年少人口についても、減少傾向で推移し、令和6年度の8,121人(11.8%)から令和11年度の7,649人(10.8%)にまで減少するものと想定されます。



単位：人

	実績					推計				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
0～14歳	8,875	8,769	8,637	8,459	8,276	8,121	7,988	7,876	7,773	7,649
15～64歳	41,671	41,578	41,497	41,582	41,636	41,634	41,586	41,465	41,408	41,418
65歳以上	19,354	19,647	19,899	20,028	20,111	20,270	20,456	20,597	20,626	20,552
総人口	69,900	69,994	70,033	70,069	70,023	70,025	70,030	69,938	69,807	69,619

(【実績】住民基本台帳：各年度4月1日、【推計】独自推計)

就学前の子ども人口(0～5歳)については、令和6年度の2,741人から令和11年度には2,636人へと減少が見込まれます。

小学生人口(6～11歳)についても、同期間に3,596人から3,180人へと、400人以上の減少が見込まれます。

単位：人

	実績					推計				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
0歳	420	433	440	422	352	413	413	413	411	415
1歳	454	442	457	452	446	369	433	433	433	431
2歳	526	473	455	472	472	461	382	449	449	449
3歳	519	544	474	479	493	488	477	395	464	464
4歳	587	534	546	483	490	500	495	484	401	471
5歳	585	590	545	551	488	496	506	501	490	406
6歳	627	584	606	549	570	499	507	517	512	501
7歳	587	630	601	614	556	580	508	516	526	521
8歳	620	595	631	607	618	559	583	511	519	529
9歳	634	617	600	629	616	622	563	587	515	523
10歳	656	641	618	604	629	617	623	564	588	516
11歳	655	660	640	621	607	631	619	625	566	590
12歳	696	653	667	649	624	614	638	626	632	572
13歳	677	697	658	668	646	625	615	639	627	633
14歳	632	676	699	659	669	647	626	616	640	628
15歳	666	629	683	699	655	670	648	627	617	641
16歳	707	671	632	685	704	658	673	651	630	620
17歳	689	701	673	637	679	705	659	674	652	631
0－5歳	3,091	3,016	2,917	2,859	2,741	2,727	2,706	2,675	2,648	2,636
6－11歳	3,779	3,727	3,696	3,624	3,596	3,508	3,403	3,320	3,226	3,180
12－17歳	4,067	4,027	4,012	3,997	3,977	3,919	3,859	3,833	3,798	3,725
0－17歳計	10,937	10,770	10,625	10,480	10,314	10,154	9,968	9,828	9,672	9,541

(【実績】住民基本台帳：各年度4月1日、【推計】独自推計)

2 提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条では、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

【教育・保育提供区域設定にあたって】

○教育・保育提供区域は、利用者にとって、教育・保育の利用可能施設等を制限するものではない。

⇒例えば、居住する提供区域外の施設であっても利用は可能。

○教育・保育提供区域は、新制度における教育・保育を提供するためのサービス基盤（幼稚園・保育所・認定こども園など）の配置バランスを考える上で有効な設定である。

⇒施設配置バランスについて、細かな設定を求めるならば区域設定もそれに応じて細かく設定することになるが、就学前子ども人口の減少が予測される中、持続的・安定的な施設運営の観点からは、一定規模の就学前子ども人口を抱える程度の区域設定が妥当と考えられる。

○教育・保育提供区域の設定にあたっては、それぞれの区域における将来の就学前子ども人口の見通し等が必要となるため、必然的に人口データ等の把握可能な区域設定を行う必要がある。

○人口減少等を背景に、将来的には就学前の教育・保育施設だけではなく、小学校等との教育の連続的提供などの視点も重要と考える。

⇒新制度においては、教育・保育の一体的提供体制の整備・構築を推進することになるが、こうした就学前における体制と就学後の小学校等の体制を一体的・連続的に捉えられるような区域設定が望ましいと考えられる。

こうした点を踏まえながら、下記に示すとおり、5つの視点から教育・保育提供区域の設定について検討した上で、恵庭市においては、教育・保育施設の整備・確保にあたって、より柔軟な対応が可能であることなどの理由により、全市を1提供区域とすることとします。

		教育・保育提供区域の設定	
		1区域	複数区域
概 要		市域全域を1区域とする	市域を複数の区域に分割する
視点1	利用者にとってわかりやすく合理性のある区域設定であるか	◎市内全域とする1区域はわかりやすい	◎小学校区など、馴染みのある区域設定であればわかりやすい (但し、区域設定を認識していなくても利用者にとっては何ら不都合は生じない)
視点2	利用者にとって利便性が高い区域設定であるか	▼従来どおりに市内全体をひとつの区域とする観点から施設・事業が整備されるため、区域設定効果としての利便性向上は見込まれない	○比較的狭い区域内に、当該区域内の需要に見合った施設・事業が整備されるため、利便性が高まる
視点3	区域を超えた施設・事業の利用に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎区域設定の如何にかかわらず、利用者は従来どおりに区域を超えての利用を選択するケースが少なくないことが見込まれることなどから、利用実態に合った計画としやすい	▼区域を超えた施設・事業の利用がある程度発生することが想定されるなど、利用実態と乖離した計画になる恐れがある
視点4	一過性の需要に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎一過性の需要(一時的なニーズの増大など)に対して、市内全体を受け皿として調整するなど、柔軟な対応が可能	▼▼区域内での一過性の需要に対して、隣接区域で供給余剰があった場合でも、当該区域内において供給体制を整備する必要があるなどの不合理が生じやすい
視点5	新規事業者が参入しやすい区域設定であるか	◎参入事業の運営・経営の観点から、市内全域(の需要)をマーケットとして捉えることができるため、新規事業者が参入しやすい	▼事業者にとっては比較的狭い区域がマーケットとなるため、安定した需要確保などの面から、参入のインセンティブが低くなる恐れがある

◎メリットが大きい ○メリットがある ▼デメリットがある ▼▼デメリットが大きい

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期(確保方策)」を定めます。

(認定区分)

認定区分	定 義
1号認定	満3歳以上の幼児期の教育を希望する就学前子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

(1)3号認定子どもの保育提供率の目標値

さらなる利用定員の拡大が求められる3号認定子ども(3歳未満)の計画期間中の保育提供率(3歳未満の人口推計に占める3号認定の利用定員数)の目標は次の通りです。

	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
目標値	49.0%	51.5%	50.6%	52.5%	54.4%

※過去5年間の実績値

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実績値	37.2%	38.7%	41.1%	45.4%	48.0%

(2)年度ごとの量の見込みと確保方策

【令和7年度(2025)】

(単位:人)

	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	664	1,007		139	224	247	2,281
		428	579				
確保方策の内容②	1,071	600		139	224	247	2,281
		21	579				
特定教育・保育施設	664	21	579	123	197	220	1,804
地域型保育施設	0	0	0	14	25	24	63
企業主導型保育事業	0	0	0	2	2	3	7
幼稚園型一時預かり事業	407*	0	0	0	0	0	407
差し引き(②-①)	407	△407*	0	0	0	0	0

*2号の「教育ニーズの強い子ども」は、保護者に就労等の要件があり、教育ニーズのある子どもで、2号で確保できない分は、1号の「幼稚園型一時預かり事業」により確保する。

【令和8年度(2026)】

(単位:人)

	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	640	1,002		144	232	257	2,275
		419	583				
確保方策の内容②	1,051	618		144	232	257	2,302
		35	583				
特定教育・保育施設	667	35	583	128	205	230	1,848
地域型保育施設	0	0	0	14	25	24	63
企業主導型保育事業	0	0	0	2	2	3	7
幼稚園型一時預かり事業	384*	0	0	0	0	0	384
差し引き(②-①)	411	△384*	0	0	0	0	27

*2号の「教育ニーズの強い子ども」は、保護者に就労等の要件があり、教育ニーズのある子どもで、2号で確保できない分は、1号の「幼稚園型一時預かり事業」により確保する。

【令和9年度(2027)】

(単位:人)

	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	629	935		149	240	267	2,220
		347	588				
確保方策の内容②	1,021	647		149	240	267	2,324
		59	588				
特定教育・保育施設	733	59	588	133	213	240	1,966
地域型保育施設	0	0	0	14	25	24	63
企業主導型保育事業	0	0	0	2	2	3	7
幼稚園型一時預かり事業	288*	0	0	0	0	0	288
差し引き(②-①)	392	△288*	0	0	0	0	104

*2号の「教育ニーズの強い子ども」は、保護者に就労等の要件があり、教育ニーズのある子どもで、2号で確保できない分は、1号の「幼稚園型一時預かり事業」により確保する。

【令和10年度(2028)】

(単位:人)

	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	620	919		154	248	277	2,218
		326	593				
確保方策の内容②	986	691		154	248	277	2,356
		98	593				
特定教育・保育施設	758	98	593	136	217	246	2,048
地域型保育施設	0	0	0	16	29	28	73
企業主導型保育事業	0	0	0	2	2	3	7
幼稚園型一時預かり事業	228*	0	0	0	0	0	228
差し引き(②-①)	366	△228*	0	0	0	0	138

*2号の「教育ニーズの強い子ども」は、保護者に就労等の要件があり、教育ニーズのある子どもで、2号で確保できない分は、1号の「幼稚園型一時預かり事業」により確保する。

【令和 11 年度(2029)】

(単位:人)

	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	616	909		159	259	269	2,212
		311	598				
確保方策の内容②	946	736		159	259	287	2,387
		138	598				
特定教育・保育施設	773	138	598	141	228	256	2,134
地域型保育施設	0	0	0	16	29	28	73
企業主導型保育事業	0	0	0	2	2	3	7
幼稚園型一時預かり事業	173*	0	0	0	0	0	173
差し引き(②-①)	330	△173*	0	0	0	18	175

*2号の「教育ニーズの強い子ども」は、保護者に就労等の要件があり、教育ニーズのある子どもで、2号で確保できない分は、1号の「幼稚園型一時預かり事業」により確保する。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、全ての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた子育て支援を充実することを目的とした事業が位置づけられており、各市町村が実施しています。

【地域子ども・子育て支援事業】

国の呼称	恵庭市における事業名
(1)利用者支援事業	こども家庭センター 地域子育て相談機関
(2)延長保育事業	延長保育事業
(3)放課後児童健全育成事業	学童クラブ事業
(4)子育て短期支援事業	子育て支援短期利用事業(ショートステイ事業)
(5)地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター事業
(6)一時預かり事業	幼稚園型一時預かり事業・一時的保育事業
(7)病児保育事業	病児・病後児保育事業
(8)ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業
(9)妊婦健康診査	妊婦健康診査
(10)乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業
(11)養育支援訪問事業	養育支援訪問事業
(12)子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業
(13)児童育成支援拠点事業	(仮称)児童育成支援拠点事業
(14)親子関係形成支援事業	(仮称)親子関係形成支援事業
(15)妊婦等包括相談支援事業	妊婦等包括相談支援事業
(16)乳児等通園支援事業	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
(17)産後ケア事業	産後ケア事業

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び確保の内容は次のとおりです。

(1)利用者支援事業(こども家庭センター・地域子育て相談機関)

【事業概要】

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。

こども家庭センターは、令和5年度に市役所内に設置(えにわっこ応援センター)し、妊産婦から子育て家庭、こどもに対し、一体的な相談支援の体制を整備しました。

【確保方策の考え方】

こども家庭センターは、現行体制を維持します。地域子育て相談機関については、現在の地域子育て支援拠点(子育て支援センター)での相談体制を活用し、順次整備し、計画最終年度までに、中学校区に整備します。

○こども家庭センター

(単位:か所)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み	1	2	4	4	6
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
基本型	0	1	3	3	5
特定型	0	0	0	0	0
確保方策	1	2	4	4	6
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
基本型	0	1	3	3	5
特定型	0	0	0	0	0

○地域子育て相談機関

(単位:か所)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み	0	1	3	3	5
確保方策	0	1	3	3	5

(2)延長保育事業

【事業概要】

保護者が仕事などの都合により、通常保育時間を超えて保育園等でこどもを預かって欲しいとき時間を延長して保育を行います。現在、恵庭市では16園で標準認定11時間の保育時間を超え、保育時間を1時間延長して実施しています。(延長保育時間18:15～19:15)

短時間認定(8時間)の保護者が仕事などの都合により、保育時間を超えて保育園等でこどもを預かって欲しいとき時間外保育を行います。(8時間を超えてから18:15まで)

【確保方策の考え方】

保育のニーズによる利用定員の増加、働き方改革による利用者割合の減少を加味し、児童推計等を参考に、計画的な実施園の整備を検討します。

(単位:人)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み①	460	471	481	492	497
確保方策②	460	471	481	492	497
②－①	0	0	0	0	0

(3)放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)

【事業概要】

放課後、保護者が就労などの理由で不在となる小学校に就学している児童を対象に遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

【確保方策の考え方】

待機児童が発生する学区、児童推計等を参考に、学童クラブの整備が必要な地区を検討のうえ、計画的な提供体制の確保に取り組みます。

また、全てのこどもに安全・安心な居場所の確保を図る観点から、学童クラブと子どもひろばの連携を推進していきます。

(単位:人・箇所)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み① (人)	818	822	827	835	847
1 年生	227	228	230	232	235
2 年生	200	201	202	204	207
3 年生	192	193	194	196	199
4 年生	137	138	139	140	142
5 年生	48	48	48	49	50
6 年生	14	14	14	14	14
確保方策② (人)	938	938	938	938	938

②－①	120	116	111	103	91
学童クラブ箇所数	21	21	21	21	22
連携型の目標事業量（箇所数）	5	5	5	5	6
うち校内交流型の 目標事業量（箇所数）	1	1	1	1	2

(4)子育て支援短期利用事業(ショートステイ事業)

【事業概要】

保護者が病気や出産、介護や育児疲れや育児不安などの理由によって一時的に子どもの養育が出来ない時に、児童養護施設などで一定期間子どもを預かる事業です。

【確保方策の考え方】

保護者の子育ての負担軽減を図るため、本事業を実施しておりますが、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持しながら継続実施していきます。

(単位:件 対象:1歳～18歳)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み①	130	130	130	130	130
確保方策②	130	130	130	130	130
②－①	0	0	0	0	0

(5)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)

【事業概要】

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。恵庭市では現在6地区の子育て支援センターが中心となって実施しております。

【確保方策の考え方】

各地区に子育て支援センターが整備されたことから、地域に合わせた事業内容を展開し、地域における子育て支援の充実を図ります。

(単位:件/月 対象:0～2歳児)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み	830	839	847	856	866
確保方策(か所)	6	6	6	6	6

(6)一時預かり事業

幼稚園型一時預かり事業

【事業概要】

教育認定(1号認定)の子どもを対象に、通常の教育時間を延長して幼児の預かりを行う事業です。

【確保方策の考え方】

保護者の子育ての負担軽減を図るため、本事業を実施しておりますが、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持しながら継続実施していきます。

(単位:件)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み①	55,169	54,032	44,728	41,992	40,124
確保方策②	55,169	54,032	44,728	41,992	40,124
預かりか所数	10	11	11	11	11
②－①	0	0	0	0	0

一時的保育事業

【事業概要】

保護者の就労や病気、出産等により家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児に対し、必要な保育を行う事業です。

【確保方策の考え方】

非定型的な保育や保護者の子育ての負担軽減を図るため、本事業を実施しておりますが、今後ニーズの拡大が見込まれることから、実施園の拡大を図ります。

(単位:件/年)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み①	2,484	2,481	2,999	2,996	2,993
確保方策②	2,484	2,481	2,999	2,996	2,993
一時的保育事業	2,084	2,084	2,605	2,605	2,605
ファミリー・サポート・センター事業	385	382	379	376	373
トワイライトステイ事業	15	15	15	15	15
②－①	0	0	0	0	0

(7)病児保育事業(病児・病後児保育事業)

【事業概要】

病児・病後児の保育について、保護者が仕事と子育てが両立できるよう、従来のファミリー・サポート・センター事業に病児・病後児保育の支援を合わせ一体的に実施する事業です。

【確保方策の考え方】

利用者の利便性を図るために、ファミリー・サポート・センター事業と一体的に実施し、利用者の負担軽減となるよう継続して助成金の継続を行います。また、新たに病児・病後児保育を実施する施設を設置します。

(単位:件/年)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み①	76	75	75	75	74
確保方策②	76	75	75	75	74
病児病後児保育	0	0	36	36	36
ファミリー・サポート・センター事業	40	39	39	39	38
②－①	0	0	0	0	0

(8)ファミリー・サポート・センター事業(就学児の預かり)

【事業概要】

地域において育児の手助けができる方と、育児の手助けが必要な方が会員となり、相互援助活動を通し、安心して子育てができる環境づくりの充実を図ります。

【確保方策の考え方】

ファミリー・サポート・センター事業の周知を積極的に行うとともに、会員の登録拡大を図ります。

(単位:件/年 対象:小学1年～6年)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み①	616	607	599	591	583
確保方策②	616	607	599	591	583
②－①	0	0	0	0	0

(9)妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する定期的な健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です

【確保方策の考え方】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、本事業を実施していますが、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持し、継続実施していきます。

(単位:回)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み	5,670	5,670	5,670	5,642	5,698
妊婦数(人)	405	405	405	403	407
一人あたり健 診回数(回)	14	14	14	14	14
確保方策	実施場所：北海道が一括契約した医療機関及び助産所 実施体制：個別受診 実施時期：母子保健法に定める健診の受診時期 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目				

(10)乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児の発育・発達、栄養、疾病予防、家族の健康管理など子育てに関する支援や情報提供を行う事業です。

【確保方策の考え方】

乳児の成長・発達、子育て支援を図るため、本事業を実施していますが、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持し、継続実施していきます。

(単位:回)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み	413	413	413	411	415
確保方策 (実施体制)	実施体制：保健師・助産師等の母子保健相談員による家庭訪問 実施機関：恵庭市子ども未来部えにわっこ応援センター（直営）				

(11)養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、その家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保方策の考え方】

乳児の成長・発達、子育て支援を図るため、本事業を実施していますが、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持し、継続実施していきます。

(単位:回)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み	87	87	87	87	87
確保方策 (実施体制)	実施体制：保健師等による家庭訪問 実施機関：恵庭市子ども未来部えにわっこ応援センター（直営）				

(12)子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

要支援児童の保護者等に対し、その居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

【確保方策の考え方】

支援が必要な家庭の負担軽減を図るため、本事業を実施していますが、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持し、継続実施していきます。

(単位:件)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み①	52	52	52	52	52
確保方策②	52	52	52	52	52
②－①	0	0	0	0	0

(13)児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

【確保方策の考え方】

養育環境等に課題を抱える子ども等のニーズや実態を把握し、令和 11 年末までの開設を検討します。

(単位:人)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み①	20	20	20	20	20
確保方策②	-	-	-	-	20
②-①	-	-	-	-	0

(14)親子関係形成支援事業

【事業概要】

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

【確保方策の考え方】

こどもとの関わりや子育てに不安や悩みを抱える子育て家庭等のニーズや実態を把握し、令和 11 年末までの開設を検討します。

(単位:人)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み①	10	10	10	10	10
確保方策②	-	-	-	-	10
②-①	-	-	-	-	0

(15)妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【確保方策の考え方】

保健師等の専任の職員を配置し、情報の提供や相談を実施していきますが、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持し、実施していきます。

(単位:回)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み	1,215	1,215	1,215	1,209	1,221
妊娠届出(人)	405	405	405	403	407
面談回数(回/人)	3	3	3	3	3
実施件数(回)	1,215	1,215	1,215	1,209	1,221
確保方策(回)	1,215	1,215	1,215	1,209	1,221
実施体制： 恵庭市子ども未来部えにわっこ応援センター（直営）					

(16)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業概要】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での子育て支援を強化するために、月に一定時間の利用枠の中で、就労等の要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度で、令和8年度から全国の自治体で実施されます。

本事業では、0歳6か月から満3歳未満で、教育・保育施設等に通っていないこどもを対象に、保育所等でこどもの発達状況に応じた遊びや生活の場を提供し、保護者の子育てに対する喜びや自信につなげ、地域全体で子どもの育ちと子育てを支える事業です。

【確保方策の考え方】

対象家庭の利用ニーズや実態を把握し、既存の教育・保育施設等を活用しながら、事業を実施していきます。

(単位:人)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み	22	22	23	22	22
0 歳児	4	4	4	3	3
1 歳児	7	9	9	9	9
2 歳児	11	9	10	10	10
確保方策 (実施体制)	・ 既存の教育・保育施設等の3歳未満児の保育環境の整備状況を踏まえ、必要量を確保する。				

(17)産後ケア事業

【事業概要】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

【確保方策の考え方】

産婦の出産後からの心身の安定を図るため、本事業を実施していますが、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持し、継続実施していきます。

(単位:件)

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)
量の見込み①	244	244	256	265	293
確保方策②	244	244	256	265	293
②－①	0	0	0	0	0

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 子ども・子育て会議

① 会議の位置づけ

子ども・子育て支援法第77条第1項において、市町村の条例の定めるところにより合議制の機関を置くよう努めるものとされており、恵庭市においては平成25年6月に条例の一部改正を行い恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会にその位置づけています。

② 会議の役割

子ども・子育て支援新制度に関わる各種事業等について意見を聴くとともに、事業計画を定め変更しようとするときにおいても意見を聴くこととなっています。また、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況の調査審議をすることとなります。

(2) 計画の実施状況の点検・評価

本計画は、恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会において、毎年度、計画の実施状況等について点検・評価し、次年度以降の取り組みに反映していきます。

また、計画の実施状況を点検・評価した結果については、市のホームページ等において公表して参ります。

(3) 地域や関係機関等との連携

こどもの健やかな育ちを支援していくため、関連部署との更なる連携体制を整備し、総合的かつ効果的に事業を推進します。

さらに、市民や関係機関と連携し、地域全体で子育てを支援する環境を整備していきます。

こどもや子育て世帯の多様なニーズに対応するため、「つながり」「かかわり」「ひろがり」を重視し、多くの関係機関との連携を図ることによりきめ細やかな支援が可能になるものと考えます。

(4) こども・若者の意見反映

こども大綱では、子ども施策を推進するために必要な事項として「こども・若者の社会参画・意見反映」を据え、こども・若者とともに社会をつくるという認識の下で、意見表明の機会づくりや意見を持つための様々な支援を行い、実効性のある社会参画・意見反映を進めていく必要があるとしています。

本計画の実施・評価に際して、こども・若者の意見を聴く様々な機会を設定し、反映させていく必要があると考えます。